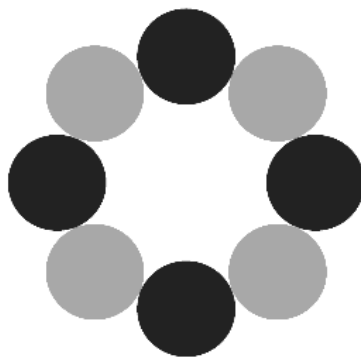


令和5年南砺市議会定例会  
令和5年6月会議  
議案書



南砺市

# 令和5年6月会議提出案件

## 目 次

### 予算関係

議案第	43号	令和5年度南砺市一般会計補正予算（第2号）	4
議案第	44号	令和5年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算（第1号）	27
議案第	45号	令和5年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	34
議案第	46号	令和5年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第1号）	41

### 条例関係

議案第	47号	南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	52
議案第	48号	南砺市税条例の一部改正について	54
議案第	49号	南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の 一部改正について	58
議案第	50号	南砺市立学校設置条例の一部改正について	60
議案第	51号	南砺市国民健康保険税条例の一部改正について	63

### その他

議案第	52号	財産の取得について	65
議案第	53号	財産の取得について	66
議案第	54号	財産の取得について	67
議案第	55号	財産の取得について	68
議案第	56号	財産の取得について	69
議案第	57号	南砺市温泉施設（南砺市天竺温泉の郷）の指定管理者の指定に ついて	70

議案第	58号	南砺市利賀活性化施設（利賀瞑想の郷及び利賀国際キャンプ場） の指定管理者の指定について……………	71
報告第	3号	令和4年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について…	72
報告第	4号	令和4年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書の報告について……	74
報告第	5号	債権放棄の報告について……………	75

議案第43号

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270,143千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,253,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		2,898,150	53,561	2,951,711
	2 国庫補助金	1,471,391	53,561	1,524,952
17 県支出金		1,957,654	12,767	1,970,421
	2 県補助金	1,036,747	12,767	1,049,514
20 繰入金		2,656,962	136,813	2,793,775
	1 繰入金	2,656,962	136,813	2,793,775
22 諸収入		976,559	12,402	988,961
	5 雑入	480,735	12,402	493,137
23 市債		2,516,500	54,600	2,571,100
	1 市債	2,516,500	54,600	2,571,100
歳入合計		33,982,950	270,143	34,253,093

# 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,608,926	24,325	3,633,251
	1 総務管理費	3,144,226	24,325	3,168,551
3 民生費		8,907,733	150,544	9,058,277
	1 社会福祉費	5,676,062	150,144	5,826,206
	2 児童福祉費	3,231,671	400	3,232,071
4 衛生費		2,994,846	5,000	2,999,846
	1 保健衛生費	2,194,618	5,000	2,199,618
6 農林水産業費		1,521,782	25,457	1,547,239
	1 農業費	757,694	25,457	783,151
7 商工費		1,521,548	47,657	1,569,205
	1 商工費	1,521,548	47,657	1,569,205
8 土木費		4,434,502	2,866	4,437,368
	2 道路橋梁費	2,224,521	30,092	2,254,613
	3 河川費	176,168	△37,505	138,663
	4 都市計画費	1,780,690	10,279	1,790,969
10 教育費		3,935,941	14,294	3,950,235
	4 社会教育費	1,288,043	11,916	1,299,959
	5 保健体育費	629,637	2,378	632,015
歳 出 合 計		33,982,950	270,143	34,253,093

第2表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和5年度 利賀活性化施設指定管理料	令和6年度から 令和7年度まで	千円 16,408
令和5年度 天竺温泉の郷指定管理料	令和6年度から 令和7年度まで	23,136

### 第3表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急浚渫推進事業債	1,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
公共事業等債	257,700	△ 23,400	234,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後にお いては、当該見直 し後の利率)	借入先の融資条件に従 い償還するものとする。た だし、市財政の都合によ り、据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは繰 上償還し、又は低利に借 換えすることができる。
辺地対策事業債	269,200	400	269,600			
過疎対策事業債	1,631,400	74,900	1,706,300			
緊急自然災害防止 対策事業債	72,400	1,400	73,800			



## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	2,898,150	53,561	2,951,711
17 県支出金	1,957,654	12,767	1,970,421
20 繰入金	2,656,962	136,813	2,793,775
22 諸収入	976,559	12,402	988,961
23 市債	2,516,500	54,600	2,571,100
歳入合計	33,982,950	270,143	34,253,093

# 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,608,926	24,325	3,633,251	11,429		9,112	3,784
3 民生費	8,907,733	150,544	9,058,277	28,419	55,500	8,644	57,981
4 衛生費	2,994,846	5,000	2,999,846	5,000			
6 農林水産業費	1,521,782	25,457	1,547,239	21,131			4,326
7 商工費	1,521,548	47,657	1,569,205	600			47,057
8 土木費	4,434,502	2,866	4,437,368	△251	△8,900	△200	12,217
10 教育費	3,935,941	14,294	3,950,235		8,000	△5,354	11,648
歳 出 合 計	33,982,950	270,143	34,253,093	66,328	54,600	12,202	137,013

## 2. 歳入

### 第 16 款 国庫支出金

### 第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	403,102	51,436	454,538	1	51,436	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生）[1/2] <span style="float:right">△1,063</span>
				総務管理費補助金		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[定額] <span style="float:right">51,436</span>
						地域女性活躍推進交付金[1/2] <span style="float:right">1,063</span>
2 民生費国庫補助金	141,489	2,376	143,865	1 社会福祉費補助金	2,376	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金[1/2] <span style="float:right">2,376</span>
5 土木費国庫補助金	796,651	△251	796,400	1	6,809	社会資本整備総合交付金（道路）[50/100, 54/100, 59.4/100] <span style="float:right">10,776</span>
				道路橋梁費補助金		社会資本整備総合交付金（雪寒）[60/100] <span style="float:right">△6,764</span>
						地域連携推進事業費補助金[59.4/100] <span style="float:right">△415</span>
						道路メンテナンス事業補助金[59.4/100] <span style="float:right">2,376</span>
					社会資本整備総合交付金（道路維持）[54/100] <span style="float:right">836</span>	
	2	都市計画費補助金	5,940	社会資本整備総合交付金（街路）[59.4/100] <span style="float:right">5,940</span>		
	4	河川費補助金	△13,000	社会資本整備総合交付金（防災）[1/3] <span style="float:right">△13,000</span>		
計	1,471,391	53,561	1,524,952			

### 第 17 款 県支出金

### 第 2 項 県補助金

1 総務費県補助金	126,592	636	127,228	1 総務管理費補助金	636	富山県地域防災力向上支援事業費補助金[1/2] <span style="float:right">636</span>
2 民生費県補助金	230,457	200	230,657	2 児童福祉費補助金	200	富山県子どもほっとサロン事業補助金 [1/2] <span style="float:right">200</span>
4 農林水産業費県補助金	597,348	11,931	609,279	1	11,931	農業経営体法人化等支援事業補助金[国定額] <span style="float:right">250</span>
				農業費補助金		稼げる！とやまの園芸産地支援事業[1/3] <span style="float:right">2,383</span>
						農地利用効率化等支援交付金[国3/10] <span style="float:right">8,222</span>

## 第 17 款 県支出金

## 第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
( 4 農林水産業費県補助金)						地域計画策定推進緊急対策事業補助金[定額] 56
						みどりの食料システム戦略緊急対策交付金[国10/10] 1,020
計	1,036,747	12,767	1,049,514			

## 第 20 款 繰入金

## 第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	2,656,962	136,813	2,793,775	1		財政調整基金繰入金 137,013
				10		施設等整備基金繰入金 △200
計	2,656,962	136,813	2,793,775			

## 第 22 款 諸収入

## 第 5 項 雑入

1 雑入	480,735	12,402	493,137	1		建物災害共済金 1,012
						自治総合センター助成金 8,100
				4		社会福祉費雑入 8,644
				13		日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金 △5,354
計	480,735	12,402	493,137			

## 第 23 款 市債

## 第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
2 民生債	369,200	55,500	424,700	1 社会福祉債	55,500	社会福祉施設整備（過疎債） 55,500
6 土木債	859,800	△11,600	848,200	1 道路橋梁債	8,000	道路維持（辺地債） 400 道路維持（過疎債） 1,700 消融雪施設整備（過疎債） 1,700 市道整備・補助（過疎債） 4,200
				2 都市計画債	3,800	都市計画街路（過疎債） 3,800
				4 河川債	△23,400	公共事業等債（河川改修） △23,400
8 教育債	586,600	8,000	594,600	4 社会教育施設費	8,000	社会教育施設整備（過疎債） 8,000
17 緊急自然災害防止対策 事業債	72,400	1,400	73,800	1 緊急自然災害防止対策 事業債	1,400	緊急自然災害防止対策事業債（河川改修） 1,400
20 緊急浚渫推進事業債	0	1,300	1,300	1 緊急浚渫推進事業債	1,300	緊急浚渫推進事業債（河川） 1,300
計	2,516,500	54,600	2,571,100			

### 3. 歳出

#### 第 2 款 総務費

#### 第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
7 企画費	121,915	7,400	129,315	18 負担金補助及び 交付金	7,400	2 企画費	7,400			(諸収) 7,400		補正前額 / 補正額 / 補正後額 21,609 / 7,400 / 29,009 コミュニティ助成事業補助金 7,400
8 協働のまちづく り費	312,803	1,012	313,815	14 工事請負費	1,012	6 住民自治推進 費	1,012			(諸収) 1,012		補正前額 / 補正額 / 補正後額 289,638 / 1,012 / 290,650 百瀬川コミュニティセンター屋根修繕 工事 1,012
9 女性活躍・婚活 支援費	27,395	0	27,395			1 女性・若者活 躍推進費	0					補正前額 / 補正額 / 補正後額 14,909 / 0 / 14,909 財源振替
10 エコビレッジ推 進費	49,153	6,929	56,082	14 工事請負費 18 負担金補助及び 交付金	729 6,200	2 ゼロカーボン シティ推進費	6,929	(国) 6,200			729	補正前額 / 補正額 / 補正後額 32,103 / 6,929 / 39,032 木質ペレット燃料高騰対策事業補助金 6,200 市役所前電気自動車急速充電器課金装 置修繕工事 729
13 公共交通費	310,664	4,593	315,257	18 負担金補助及び 交付金	4,593	1 公共交通費	4,593	(国) 4,593				補正前額 / 補正額 / 補正後額 57,345 / 4,593 / 61,938 公共交通燃料価格高騰対策支援事業補 助金 4,593
14 災害対策費	33,027	4,391	37,418	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	2,419 1,972	1 災害対策費	4,391	(県) 636		(諸収) 700	3,055	補正前額 / 補正額 / 補正後額 33,027 / 4,391 / 37,418 コミュニティ助成事業補助金 700 自主防災組織資機材整備事業補助金 206

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
( 14 災害対策費)												孤立集落資機材緊急整備事業補助金 66 地区防災計画策定モデル事業補助金 1,000 防災・観光民間ヘリポート実証実験業務委託料 2,419
計	3,144,226	24,325	3,168,551				24,325	11,429		9,112	3,784	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,199,919	8,644	1,208,563	10 需用費 12 委託料	8,190 454	16 医療センター 運営費（診療 所以外）	8,644			(諸収) 8,644		補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 8,644 / 8,644 維持管理費 8,190 清掃業務等委託料 454
3 生活保護費	69,180	4,752	73,932	12 委託料	4,752	1 生活保護更生 指導費	4,752	(国) 2,376			2,376	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,680 / 4,752 / 17,432 生活保護基幹業務システム改修業務委託料 4,752
4 老人福祉費	1,601,067	23,866	1,624,933	17 備品購入費 18 負担金補助及び 交付金 27 繰出金	3,080 20,517 269	1 高齢者福祉推 進費（単独） 5 高齢者施設運 営費	20,517 3,080	(国) 20,517				補正前額 / 補正額 / 補正後額 47,874 / 20,517 / 68,391 介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金 20,517 補正前額 / 補正額 / 補正後額 151,608 / 3,080 / 154,688 ふく満デイサービスセンター調理機器

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
( 4 老人福祉費)											購入 3,080			
						16								補正前額 / 補正額 / 補正後額 111,608 / △611 / 110,997
						介護事業特別 会計繰出金	△611					△611		介護事業特別会計繰出金 △611
						17								補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,016,033 / 880 / 1,016,913
						後期高齢者医 療事業特別会 計繰出金	880				後期高齢者医療事業特別会計繰出金 880			
						計	23,866	20,517			3,349			
6 心身障害者福祉 費	1,728,988	5,872	1,734,860	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	546 5,326	2 障害福祉推進 費	5,872	(国) 5,326			546	補正前額 / 補正額 / 補正後額 212,479 / 5,872 / 218,351 障がい福祉計画アンケート電子回答機 能追加業務委託料 546 障害福祉サービス事業所等物価高騰対 策支援補助金 5,326		
7 社会福祉施設管 理費	57,865	107,010	164,875	12 委託料 14 工事請負費	10,750 96,260	1 社会福祉施設 管理費	96,260	(地) 48,700			47,560	補正前額 / 補正額 / 補正後額 57,865 / 96,260 / 154,125 いなみ交流館ラフォーレ照明設備更新 工事 2,145 井口体験交流センター改修工事 94,115		
						2 医療センター 管理費	10,750		10,750	(地) 6,800			3,950	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 10,750 / 10,750 南砺家庭・地域医療センター旧館撤去 等設計業務委託料 10,750



## 第 3 款 民生費

## 第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
( 7 社会福祉 施設管理費)						計	107,010		55,500		51,510	
計	5,676,062	150,144	5,826,206				150,144	28,219	55,500	8,644	57,781	

## 第 3 款 民生費

## 第 2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	378,230	400	378,630	18 負担金補助及び 交付金	400	2 児童育成費	400	(県)	200			200	補正前額 / 補正額 / 補正後額 78,633 / 400 / 79,033 こども食堂事業費補助金 400
計	3,231,671	400	3,232,071				400	200				200	

## 第 4 款 衛生費

## 第 1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	1,401,640	5,000	1,406,640	18 負担金補助及び 交付金	5,000	4 地域医療推進 費	5,000	(国)	5,000				補正前額 / 補正額 / 補正後額 15,319 / 5,000 / 20,319 民間入院医療機関経営支援補助金 5,000
計	2,194,618	5,000	2,199,618				5,000	5,000					

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 1 項 農業費

2 農業委員会費	26,066	0	26,066			5 機構集積支援 事業費	0	(県)	56			△56	補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,233 / 0 / 3,233 財源振替
-------------	--------	---	--------	--	--	--------------------	---	-----	----	--	--	-----	--

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 農業振興費	621,557	13,067	634,624	18 負担金補助及び 交付金	13,067	6 水田農業経営 体活性化対策 費	8,472	(県) 8,472				補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,177 / 8,472 / 17,649 農地利用効率化等支援交付金 8,222 集落営農活性化プロジェクト促進事業 補助金 250
						16 特産物振興対 策費	3,575	(県) 2,383			1,192	補正前額 / 補正額 / 補正後額 15,431 / 3,575 / 19,006 稼げる！とやまの園芸産地支援事業 ・園芸産地スケールアップ事業費補助 金 2,000 ・園芸収益力強化推進事業費補助金 1,575
						24 有機農業産地 づくり推進事 業費	1,020	(県) 1,020				補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,232 / 1,020 / 9,252 有機転換推進事業補助金 1,020
						計	13,067	11,875			1,192	
4 畜産振興費	4,403	9,200	13,603	18 負担金補助及び 交付金	9,200	1 畜産振興対策 費	9,200	(国) 9,200			補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,687 / 9,200 / 12,887 畜産飼料等高騰対策支援事業補助金 9,200	
7 桜ヶ池周辺施設 費	6,584	3,190	9,774	14 工事請負費	3,190	1 桜ヶ池周辺施 設維持費	3,190			3,190	補正前額 / 補正額 / 補正後額 6,584 / 3,190 / 9,774 桜ヶ池休養所障害者用トイレ修繕工事 3,190	

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	757,694	25,457	783,151				25,457	21,131			4,326	

## 第 7 款 商工費

## 第 1 項 商工費

2 商工振興費	595,443	600	596,043	18 負担金補助及び 交付金	600	3 商工振興費	600	(国) 600				補正前額 / 補正額 / 補正後額 191,955 / 600 / 192,555 商店街街路灯電気料金支援事業補助金 600
4 企業立地推進費	56,283	990	57,273	12 委託料	990	1 企業立地推進 費	990				990	補正前額 / 補正額 / 補正後額 47,226 / 990 / 48,216 自分の未来をえがく出前授業業務委託 料 880 なんと企業見学バスツアー業務委託料 110
5 商工観光施設維 持費	564,038	46,067	610,105	10 需用費	21,439	3 桂湖施設維持 費	319				319	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,593 / 319 / 13,912 桂湖多目的広場東屋根修繕工事 319
				12 委託料	14,829	24 利賀観光施設 維持費	8,392				8,392	補正前額 / 補正額 / 補正後額 68,956 / 8,392 / 77,348 利賀活性化施設指定管理料 6,153 旧スノーバレー利賀格納庫シャッター 等修繕工事 1,535 利賀国際キャンプ場グルメ館屋根修繕 工事 704
				14 工事請負費	9,264							
				17 備品購入費	535							

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
( 5 商工観光 施設維持費)						36 スキー場管理 費	22,330				22,330	補正前額 / 補正額 / 補正後額 234,347 / 22,330 / 256,677 圧雪車修繕料 21,439 イオックスアローザ資料館空調設備更 新工事 891
						37 国民宿舎管理 費	1,584				1,584	補正前額 / 補正額 / 補正後額 27,104 / 1,584 / 28,688 五箇山荘屋根防水修繕工事 1,584
						38 温泉施設維持 費	13,442				13,442	補正前額 / 補正額 / 補正後額 82,753 / 13,442 / 96,195 天竺温泉の郷 ・指定管理料 8,676 ・露天風呂衝立修繕工事 1,760 ・機械室ポンプ等更新工事 2,471 桜ヶ池クアガーデン客室いす購入 535
						計	46,067				46,067	
計	1,521,548	47,657	1,569,205				47,657	600			47,057	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	602,675	5,552	608,227	14 工事請負費	5,552	2 道路橋梁施設 整備費(補助 )	5,552	(国) 3,212	(地) 2,100	(繰入) △200	440	補正前額 / 補正額 / 補正後額 419,220 / 5,552 / 424,772 道路施設整備工事 5,552
--------------	---------	-------	---------	-------------	-------	----------------------------	-------	--------------	--------------	--------------	-----	--

## 第 8 款 土木費

## 第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 道路改良費	746,357	15,030	761,387	12 委託料 14 工事請負費 16 公有財産購入費 18 負担金補助及び 交付金 21 補償補てん及び 賠償金	910  △8,228  △2,540  △700  25,588	1 道路新設改良 費（補助）	15,030	(国) 10,361	(地) 4,200		補正前額 / 補正額 / 補正後額 482,600 / 15,030 / 497,630 道路改良工事 ・設計業務委託料 910 ・改良工事 △8,228 ・用地取得 △2,540 ・物件移転補償 25,588 城端スマートインターチェンジ整備負 担金 △700	
5 消融雪施設維持 費	136,299	20,782	157,081	12 委託料 14 工事請負費	2,546  18,236	1 消融雪装置管 理費	20,782		(地) 6,100		補正前額 / 補正額 / 補正後額 136,299 / 20,782 / 157,081 池川砂防事業 ・消雪送水管移設設計業務委託料 1,683 ・消雪送水管移設仮工事 3,756 消雪配管設備 ・管理業務委託料 863 ・修繕工事 7,895 ・更新工事 6,585	
6 消融雪施設整備 費	101,000	△11,272	89,728	14 工事請負費	△11,272	1 消融雪施設整 備費（補助）	△11,272	(国) △6,764	(地) △4,400	△108	補正前額 / 補正額 / 補正後額 101,000 / △11,272 / 89,728 消雪配管工事 △11,272	

## 第 8 款 土木費

## 第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	2,224,521	30,092	2,254,613				30,092	6,809	8,000	△200	15,483	

## 第 8 款 土木費

## 第 3 項 河川費

1				12		1		(国)	(地)			補正前額 / 補正額 / 補正後額
河川総務費	175,431	△37,505	137,926	委託料	2,495	河川管理費	△37,505	△13,000	△20,700		△3,805	167,909 / △37,505 / 130,404
				14 工事請負費	△30,000							バイパス水路整備 ・設計業務委託料 1,000
				21 補償補てん及び 賠償金	△10,000							・整備工事 △30,000 ・物件移転補償 △10,000 準用河川暗渠改修測量設計業務委託料 1,495
計	176,168	△37,505	138,663				△37,505	△13,000	△20,700		△3,805	

## 第 8 款 土木費

## 第 4 項 都市計画費

1				14		3						補正前額 / 補正額 / 補正後額
都市計画総務費	97,793	279	98,072	14 工事請負費	279	3 駐車場管理費	279					279 8,578 / 279 / 8,857
												井波交通広場発券機設備改修工事 279
2 都市計画街路費	222,906	10,000	232,906	14 工事請負費	10,000	1 都市計画街路 費	10,000	(国) 5,940	(地) 3,800		260	補正前額 / 補正額 / 補正後額 159,866 / 10,000 / 169,866 道路改良工事 10,000
計	1,780,690	10,279	1,790,969				10,279	5,940	3,800		539	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源		一般財源		
								国県支出金	地方債			その他
1 中学校管理費	299,101	0	299,101			4 中学校施設整備費	0			(諸収) △5,354	5,354	補正前額 / 補正額 / 補正後額 121,035 / 0 / 121,035 財源振替
計	572,035	0	572,035				0			△5,354	5,354	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

5 文化財保護費	236,586	866	237,452	18 負担金補助及び 交付金	866	1 文化財保護費	866				866	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,000 / 866 / 20,866 市指定天然記念物「善徳寺境内林」伐採事業補助金 866
9 教育文化施設費	260,694	11,050	271,744	14 工事請負費	11,050	5 文化センター 管理費	11,050		(地) 8,000		3,050	補正前額 / 補正額 / 補正後額 205,383 / 11,050 / 216,433 井波総合文化センター ・ 消雪配管修繕工事 1,519 ・ 防火設備修繕工事 479 福野文化創造センター ・ 防火設備修繕工事 582 ・ 消雪ポンプ更新工事 8,470
計	1,288,043	11,916	1,299,959				11,916		8,000		3,916	

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

3 体育施設費	501,041	2,378	503,419	10 需用費	2,378	4 プール管理費	437				437	補正前額 / 補正額 / 補正後額 183,658 / 437 / 184,095
------------	---------	-------	---------	-----------	-------	-------------	-----	--	--	--	-----	--

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
( 3 体育施設費)												福光プール屋外給水管バルブ修繕料 437
						5						補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,767 / 406 / 13,173
						グラウンド管理費	406				406	井波中学校グラウンド照明修繕料 406
						6						補正前額 / 補正額 / 補正後額 124,466 / 1,535 / 126,001
						その他施設維持費	1,535				1,535	たいらクロスカントリー場圧雪車修繕料 1,535
						計	2,378				2,378	
計	629,637	2,378	632,015				2,378				2,378	



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 利賀活性化施設指定管理料	16,408			令和6年度 ～ 令和7年度	16,408				16,408
令和5年度 天竺温泉の郷指定管理料	23,136			令和6年度 ～ 令和7年度	23,136				23,136
102件（既設定分）	5,578,326		1,143,473		4,434,853	83,137	176,500	66,250	4,108,966
合計	5,617,870		1,143,473		4,474,397	83,137	176,500	66,250	4,148,510

地方債の令和4年度末における現在高及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和4年度 繰越事業 起債見込額	令和5年度中増減見込額						令和5年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,633,310	209,600	271,100	△ 23,400	247,700	395,288		395,288	3,695,322
(1) 総務債	32,437	19,200				6,313		6,313	45,324
(2) 民生債	55,156					52,702		52,702	2,454
(3) 衛生債	422,457		13,400		13,400	21,193		21,193	414,664
(4) 農林水産業債	665,138	154,700	119,100		119,100	26,972		26,972	911,966
(5) 商工債	27,054					3,370		3,370	23,684
(6) 土木債	978,082	35,700	138,600	△ 23,400	115,200	171,071		171,071	957,911
(7) 消防債	20,149					2,154		2,154	17,995
(8) 教育債	1,432,837					111,513		111,513	1,321,324
2. 災害復旧債	171,281	57,100	38,100		38,100	24,944		24,944	241,537
(1) 補助災害復旧債	170,024	57,100	38,100		38,100	24,316		24,316	240,908
(2) 単独災害復旧債	1,257					628		628	629
3. その他	34,760,990	435,600	2,207,300	78,000	2,285,300	4,832,690		4,832,690	32,649,200
(1) 辺地対策事業債	1,818,053	70,900	269,200	400	269,600	258,125		258,125	1,900,428
(2) 過疎対策事業債	9,805,913	233,900	1,631,400	74,900	1,706,300	1,118,248		1,118,248	10,627,865
(3) 合併特例債	8,139,785					1,756,166		1,756,166	6,383,619
(4) 全国防災事業債	194,776					11,026		11,026	183,750
(5) 緊急防災・減災事業債	2,000,828		19,400		19,400	406,451		406,451	1,613,777
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	31,501					4,499		4,499	27,002
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	253,338	123,700				8,461		8,461	368,577
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	79,588	7,100	72,400	1,400	73,800	5,233		5,233	155,255
(9) 緊急浚渫推進事業債	2,400			1,300	1,300				3,700
(10) 脱炭素化推進事業債			30,900		30,900				30,900
(11) 減税補填債	40,717					17,776		17,776	22,941
(12) 臨時財政対策債	12,347,800		184,000		184,000	1,240,923		1,240,923	11,290,877
(13) 減収補てん債	46,291					5,782		5,782	40,509
合 計	38,565,581	702,300	2,516,500	54,600	2,571,100	5,252,922		5,252,922	36,586,059

議案第44号

令和5年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,644千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸収入		14,951	△8,644	6,307
	1 雑入	9,875	△8,644	1,231
歳入合計		406,700	△8,644	398,056

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		302,175	△8,644	293,531
	1 施設管理費	302,175	△8,644	293,531
歳 出 合 計		406,700	△8,644	398,056

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 諸収入	14,951	△8,644	6,307
歳入合計	406,700	△8,644	398,056

# 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	302,175	△8,644	293,531			△8,644	
歳 出 合 計	406,700	△8,644	398,056			△8,644	

## 2. 歳入

第 6 款 諸収入

第 1 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	9,875	△8,644	1,231	1 雑入	△8,644	雑入 △8,644
計	9,875	△8,644	1,231			



### 3. 歳出

第 1 款 総務費

第 1 項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	302,175	△8,644	293,531	10 需用費	△8,190	2 一般管理費	△8,644			(諸収) △8,644	補正前額 / 補正額 / 補正後額 149,529 / △8,644 / 140,885 維持管理費 △8,190 清掃業務等委託料 △454	
計	302,175	△8,644	293,531	12 委託料	△454		△8,644			△8,644		

議案第45号

令和5年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,737,680千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,016,033	880	1,016,913
	1 一般会計繰入金	1,016,033	880	1,016,913
歳入合計		1,736,800	880	1,737,680

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,974	880	4,854
	1 総務管理費	90	880	970
歳 出 合 計		1,736,800	880	1,737,680

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,016,033	880	1,016,913
歳入合計	1,736,800	880	1,737,680

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	3,974	880	4,854			880	
歳 出 合 計	1,736,800	880	1,737,680			880	

## 2. 歳入

第 3 款 繰入金

第 1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 事務費繰入金	50,836	880	51,716	1 事務費繰入金	880	事務費繰入金 880
計	1,016,033	880	1,016,913			

### 3. 歳出

第 1 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	90	880	970	12 委託料	880	1 一般管理費	880			(繰入) 880	補正前額 / 補正額 / 補正後額 90 / 880 / 970 消費税及び地方消費税確定申告業務委 託料 880	
計	90	880	970				880			880		



議案第46号

令和5年度介護事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ611千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		111,608	△611	110,997
	1 繰入金	111,608	△611	110,997
歳入合計		192,600	△611	191,989

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護福祉支援事業費		179,580	△611	178,969
	1 介護福祉支援事業費	173,577	△611	172,966
歳 出 合 計		192,600	△611	191,989

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	111,608	△611	110,997
歳入合計	192,600	△611	191,989

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護福祉支援事業費	179,580	△611	178,969			△611	
歳 出 合 計	192,600	△611	191,989			△611	

## 2. 歳入

第 3 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	111,608	△611	110,997	1 一般会計繰入金	△611	在宅介護支援センター運営繰入金 △611
計	111,608	△611	110,997			

### 3. 歳出

第 1 款 介護福祉支援事業費

第 1 項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 在宅介護支援センター事業費	91,224	△611	90,613	1	1,970	1 給与費（在宅介護支援センター事業費）	0			(繰入) △611	補正前額 / 補正額 / 補正後額 72,814 / 0 / 72,814 財源振替	
				2	△2,388					(手数) 611		
				3	△117	2 在宅介護支援センター運営費	△611			(手数) △611	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,410 / △611 / 17,799 会計年度任用職員 ・報酬 1人 1,970 ・給料 △1人 △2,388 ・職員手当 △117 ・社会保険料 △108 ・費用弁償 32	
				4	△108							
				8	32							
				計	△611			△611				
計	173,577	△611	172,966				△611		△611			

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(6) 16	5,781	57,051	26,259	89,091	17,084	106,175	
補 正 前	(5) 17	3,811	59,439	26,376	89,626	17,192	106,818	
比 較	1 △ 1	1,970	△ 2,388	△ 117	△ 535	△ 108	△ 643	

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		438	210	1,539		2,500		
	補正前		438	210	1,571		2,500		
	比 較				△ 32				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	13,009	7,986	540		
	補正前			37	13,094	7,986	540		
	比 較				△ 85				



ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	11		44,705	22,892	67,597	13,618	81,215	
補 正 前	11		44,705	22,892	67,597	13,618	81,215	
比 較								

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		438	210	1,220		2,500		
	補正前		438	210	1,220		2,500		
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	9,961	7,986	540		
	補正前			37	9,961	7,986	540		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(6) 5	5,781	12,346	3,367	21,494	3,466	24,960	
補 正 前	(5) 6	3,811	14,734	3,484	22,029	3,574	25,603	
比 較	1 △ 1	1,970	△ 2,388	△ 117	△ 535	△ 108	△ 643	

( )内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				319				
	補正前				351				
	比 較				△ 32				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				3,048				
	補正前				3,133				
	比 較				△ 85				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 2,388	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 2,388	会計年度任用職員給料の減 △ 2,388
職員手当	△ 117	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 117	会計年度任用職員職員手当の減 △ 117

議案第47号

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年南砺市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

（防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

- 3 第5条の規定にかかわらず、職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る南砺市新型インフルエンザ等対策本部が設置されたもの（規則で定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、当該手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲において規則で定める額とする。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

議案第48号

南砺市税条例の一部改正について

南砺市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

## 南砺市条例第 号

### 南砺市税条例の一部を改正する条例

南砺市税条例（平成16年南砺市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改

め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同



条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の南砺市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき南砺市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第49号

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する  
法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の  
施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
定める。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する  
法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の  
施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年南砺市条例第45号）の  
一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

南砺市立学校設置条例の一部改正について

南砺市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市立学校設置条例の一部を改正する条例

南砺市立学校設置条例（平成16年南砺市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地
南砺市立利賀小学校	南砺市利賀村184番地

」を

「

南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地
-----------	-------------

」に

改める。

別表の2の表中

「

南砺市立平中学校	南砺市下梨446番地
南砺市立利賀中学校	南砺市利賀村184番地

」を

「

南砺市立平中学校	南砺市下梨446番地
----------	------------

」に

改める。

別表の3の表を次のように改める。

3 義務教育学校

学校の名称	位置
南砺市立利賀学舎	南砺市利賀村184番地
南砺市立南砺つばき学舎	南砺市蛇喰1001番地

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 1 号

南砺市国民健康保険税条例の一部改正について

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南砺市国民健康保険税条例（平成17年南砺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の南砺市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第52号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

### 記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 市営バス 1台                                   |
| 2 取得の方法    | 条件付一般競争入札                                 |
| 3 取得価格     | 21,780,000円<br>(内消費税等1,980,000円)          |
| 4 契約の相手方   | 南砺市金戸268番地1<br>なんと農業協同組合<br>代表理事組合長 上田 憲仁 |

## 議案第53号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

### 記

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 1 財産の種別、数量 | ロータリ除雪車2. 2m級 1台                      |
| 2 取得の方法    | 指名競争入札                                |
| 3 取得価格     | 52,800,000円<br>(内消費税等4,800,000円)      |
| 4 契約の相手方   | 南砺市岩屋464番地<br>砺波重機株式会社<br>代表取締役 斉藤 志郎 |

## 議案第54号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 除雪ドーザ11t級 1台                             |
| 2 取得の方法    | 指名競争入札                                   |
| 3 取得価格     | 18,447,000円<br>(内消費税等1,677,000円)         |
| 4 契約の相手方   | 富山市本郷2413番地1<br>コマツ富山株式会社<br>取締役社長 池田 治郎 |

## 議案第55号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

### 記

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 1 財産の種別、数量 | ロータリ除雪車1. 3m級 1台                      |
| 2 取得の方法    | 指名競争入札                                |
| 3 取得価格     | 25,740,000円<br>(内消費税等2,340,000円)      |
| 4 契約の相手方   | 南砺市岩屋464番地<br>砺波重機株式会社<br>代表取締役 齊藤 志郎 |

## 議案第56号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 城端小学校スクールバス 1台                           |
| 2 取得の方法    | 条件付一般競争入札                                |
| 3 取得価格     | 20,130,000円<br>(内消費税等1,830,000円)         |
| 4 契約の相手方   | 南砺市岩屋312番地<br>石黒自動車工業株式会社<br>代表取締役 石黒 和恵 |

議案第57号

南砺市温泉施設（南砺市天竺温泉の郷）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	名 称 南砺市天竺温泉の郷 所在地 南砺市利賀村上百瀬480番地
指定管理者	名 称 株式会社tail-west 所在地 南砺市川西588番地1 代表者 代表取締役 西尾 雄造
指 定 期 間	令和5年7月1日から令和8年3月31日まで

議案第58号

南砺市利賀活性化施設（利賀瞑想の郷及び利賀国際キャンプ場）の指定  
管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指  
定管理者を下記のとおり指定する。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 利賀瞑想の郷 所在地 南砺市利賀村上畠101番地他
	名 称 利賀国際キャンプ場 所在地 南砺市利賀村上百瀬字東山88番地他
指 定 管 理 者	名 称 利賀地域づくり協議会・アルチザン933 株式会社 共同企業体 所在地 南砺市利賀村171番地 代表者 利賀地域づくり協議会 会長 野原 宏史
指 定 期 間	令和5年7月1日から令和8年3月31日まで

報告第3号

令和4年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田中幹夫

令和4年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	財産管理費	6,006,000	2,860,000				2,860,000	
		企画費	37,433,000	37,432,000	18,716,000		18,700,000	16,000	
		庁舎施設管理費（平・上平・利賀）	30,745,000	30,745,000		19,200,000		11,545,000	
3. 民生費	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設管理費	26,912,000	26,912,000			25,500,000	1,412,000	
4. 衛生費	1. 保健衛生費	予防接種費	52,109,000	39,138,000	39,138,000				
6. 農林水産業費	1. 農業費	水田農業経営体活性化対策費	16,722,000	16,722,000	16,722,000				
	2. 農地費	土地改良事務費	3,090,000	1,806,000				1,806,000	
		県営土地改良費	206,348,000	192,218,000			186,300,000	5,918,000	
		県単土地改良費	10,189,000	4,542,000			4,000,000	542,000	
	3. 林業費	森林総研造林費	12,768,000	12,768,000				12,767,000	1,000
		林道整備事業負担金	19,381,000	19,351,000			18,400,000	951,000	
県単林道整備費		6,369,000	6,369,000	3,184,000	3,100,000		85,000		
7. 商工費	1. 商工費	商工振興費	4,000,000	4,000,000				4,000,000	
		スキー場管理費	8,073,000	8,073,000	7,600,000			473,000	
		温泉施設維持費	23,456,000	21,430,000			6,700,000	14,730,000	



(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路橋梁施設整備費（補助）	182,977,000	169,267,000		93,240,000	66,700,000	1,900,000	7,427,000
		道路新設改良費（補助）	417,221,000	339,263,000		195,807,000	136,400,000	3,200,000	3,856,000
		道路新設改良費（単独）	110,537,000	98,482,000			57,100,000	3,000,000	38,382,000
		消融雪施設整備費（補助）	18,483,000	18,483,000		10,491,000	6,600,000		1,392,000
	3. 河川費	河川管理費	151,044,000	150,482,000		49,828,000	95,700,000		4,954,000
	4. 都市計画費	駐車場管理費	5,383,000	4,800,000				3,300,000	1,500,000
都市計画街路費		81,670,000	10,852,000		5,852,000	3,800,000	100,000	1,100,000	
10. 教育費	1. 教育総務費	複合教育施設維持費	9,928,000	9,928,000			9,400,000		528,000
	2. 小学校費	小学校管理費	3,800,000	3,800,000		1,897,000			1,903,000
	3. 中学校費	中学校管理費	4,491,000	4,491,000		945,000			3,546,000
		中学校施設整備費	13,794,000	13,794,000			13,000,000		794,000
	4. 社会教育費	美術館管理費	3,157,000	2,970,000					2,970,000
		文化センター管理費	3,814,000	2,486,000					2,486,000
		福祉会館周辺施設管理費	7,458,000	7,370,000					7,370,000
11. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設等災害復旧費（補助）	41,093,000	41,093,000		24,132,000	14,300,000	405,000	2,256,000
		林道災害復旧費（補助）	15,000,000	15,000,000		8,446,000	4,700,000		1,854,000
		林道災害復旧費（単独）	1,220,000	1,220,000					1,220,000
	2. 土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧費（補助）	206,910,000	124,571,000		84,220,000	38,100,000		2,251,000
合計			1,741,581,000	1,442,718,000		560,218,000	702,300,000	50,072,000	130,128,000

令和4年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田中幹夫

令和4年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	その他	当年度損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	高堀配水池1号配水ポンプ更新工事	3,488,000		3,488,000		500,000		2,988,000			新型コロナウイルス感染症の影響により、ポンプ部品の納入が困難となったため
		猪谷地内配水管更新工事	14,900,000		14,900,000		14,900,000					受注生産である水道資材の納入が遅れ、年度内の完了が困難となったため
			18,388,000		18,388,000		15,400,000		2,988,000			

報告第5号

債権放棄の報告について

南砺市債権管理条例（平成23年南砺市条例第1号）第9条第1項の規定により、債権を放棄したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

南砺市長 田中幹夫

記

債権の名称	債権の額 (円)	放棄の理由 (第9条第1項該当号)	件数	放棄の期日
水道料金	20,825	時効経過等（第1号）	1	令和5年3月31日
	178,836	破産等（第3号）	2	
	14,390	行方不明等（第4号）	1	
医業収益	42,630	行方不明等（第4号）	2	
	1,287,039	死亡等（第5号）	11	
	143,560	強制執行等（第6号）	1	
合計	1,687,280		18	